

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年2月2日
照会部署名 青森事務センター
照会担当者 アシスタントインストラクター グループ長 長谷 和代
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 下田

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2011-009	本部受付番号 No.2011-84
------------------------	-------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

「夫婦共同扶養の場合の健康保険被扶養者認定に係る取扱いの見直し」(平成15年5月19日付総務省行政評価局長から社会保険庁長官へのあっせん(別紙)

「政府管掌健康保険における夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定に係る取扱いについて」(平成16年6月17日府保険発第0617001号社会保険庁運営部医療保険課長通知)

(内容)

当初は夫の両親2人と子3人が夫の被扶養者であったが、子3人を夫の扶養から妻の扶養へ異動することとして異動届が提出された。

夫婦、夫の両親、子3人は同居。

この場合、夫婦間で両親と子3人を分けて扶養することとなりますが、認定は可能か。

上記あっせんと通知の解釈によりA.とB.のように意見が相違します。

- A. 夫婦双方が全国健康保険協会の被保険者であり、夫婦共同で家族を扶養しているとの考え方から、夫婦それぞれが、別々の被扶養者の主たる生計維持者であると申し出た場合、世帯が同一であっても被扶養者をそれぞれ扶養認定することができる。
- B. 上記通知は、夫婦間で収入の低いほうを主たる生計維持者とすることができるという趣旨のもので、主たる生計維持者はあくまでも夫婦のどちらか一方であるから、被扶養者を分けて扶養に入れることは出来ない。

A. の解釈により被扶養者を分けて扶養認定できる場合、主たる生計維持者であることの確認は被扶養者異動届を提出したことをもって判断して差し支えないか、確認書類が必要な場合は、申立書の他どのような書類の添付を求めたらよいか併せてご教示願います。

(ブロック本部回答)

当時のあっせん及び通知については、紙の保険証であったために生じた問題であり、カード化された現在にそぐわない事例であるが、必ずしも収入が高い方の被扶養者とする必要はないという趣旨のものであり、この通知によって被扶養者を分けて認定することができるとは言えないと思料する。

社会通念上、主たる生計維持者は世帯に1人であると思われるが、夫婦双方が全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合に、主たる生計維持者が別々であるとして、被扶養者を分けて認定することができるか、諸規定等において明らかにされていないため本部へ照会されたい。

回答日 平成23年2月8日
回答部署名 東北ブロック本部適用徴収支援部
厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（適用支援G長）小澤 昭吉
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

高橋

(本部回答)

夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定に当たっては、夫婦いずれの被扶養者にするかについて、年間収入の多少を認定に当たっての判断材料として、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うことと通知(以下「夫婦共同扶養取扱い通知」という。)されています。(昭和60年6月13日保険発第66号・府保険発第22号、平成16年6月17日府保険発第0617001号)

また、家計とは、一家の生計を維持するために行われる家政経済の経営及びその秩序であると定義され、家庭経済の単位であり、日常の消費生活単位であるとされています。

本事例については、同居する被扶養者を夫婦が共同で扶養しているならば、夫婦として一つの家計を維持していることとなり、一つの家計の単位で家族の生計を主として維持する者を決定すべきであることから、夫婦共同扶養取扱い通知により、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則夫婦いずれか一方を家族の生計を主として維持する者として取り扱うこととなります。

したがって、それぞれの被扶養者が夫婦いずれか一方の収入で生活を営み、明らかにその生計の基礎をいずれか一方に置いていると認められる場合を除き、夫妻双方に分けて被扶養者を認定することはできません。

回答日 平成23年2月25日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 高橋 勝
連絡先
メールアドレス

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	坂東
----------------------------------	----

(回答提供先)

○					
機構 L A N 掲載	相談センター	社労士会	健保協会	年金局	H P 掲載